

（原動機及び動力伝達装置）

第4条 次の表の上欄に掲げる自動車については、同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 自動車登録ファイルに道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）第3条による改正後の保安基準第31条第6項の基準に適合するものとして登録されていない自動車であって平成8年3月31日以前に製作されたもの	保安基準第8条第4項
二 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条に規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車であって初度登録日（自動車が初めて法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が平成9年12月31日（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第4条第6号に規定する特種自動車にあっては平成9年8月31日）以前のもの（保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものを除く。）	保安基準第8条第4項
三 昭和26年12月31日以前に製作された自動車及び昭和35年3月31日以前に製作された車両総重量2トン未満の自動車	保安基準第8条第2項
四 平成6年3月31日以前に製作された自動車	保安基準第8条第3項

2 保安基準第8条第4項に規定する自動車（前項の表第1号及び第2号に規定する自動車を除く。）のうち、平成15年8月31日以前に製作された自動車については、各号に掲げる期日までにその原動機に速度抑制装置を備えることとする。

一 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）第3条による改正後の道路運送車両の保安基準第31条第6項の基準（以下本条において「平成6年基準」という。）に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車にあっては、次表の上欄に掲げる自動車毎に、それぞれ同表の下欄に掲げる日

自 動 車	期 日
イ 平成6年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車（道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成8年運輸省令第4号）第	平成15年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備

第4条（原動機及び動力伝達装置）

2条による保安基準第31条第6項の基準（以下本条において「平成10年基準」という。）又は道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成9年運輸省令第22号）第2条による改正後の保安基準第31条第6項の基準（以下本条において「平成11年基準」という。）に適合するものを除く。以下本条において同じ。）であって初度登録日が平成10年1月1日以降のもの及び平成10年基準又は平成11年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成15年1月1日以降のもの	検査を受ける日の前日
ロ 平成6年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成9年1月1日以降のもの及び平成10年基準又は平成11年基準に適合するものとして登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成14年1月1日以降のもの（イの自動車を除く。）	平成16年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
ハ イ及びロに掲げる自動車以外の自動車	平成17年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日

二 前号に掲げる自動車以外の自動車にあつては、次表の上欄に掲げる自動車毎に、それぞれ同表下欄に掲げる日

自 動 車	期 日
イ 初度登録日が平成14年1月1日以降のもの	平成15年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
ロ 初度登録日が平成11年1月1日以降のもの（イの自動車を除く。）	平成16年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
ハ イ及びロに掲げる自動車以外の自動車	平成17年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備

	検査を受ける日の前日
--	------------

- 3 平成15年8月31日以前に製作された自動車については、細目告示第88条第2項の規定にかかわらず、速度抑制装置の速度制御性能等に関し、細目告示別添97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合するものであればよい。
- 4 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるものについては、細目告示第10条第1項第1号ツ、第88条第1項第1号ネ及び第166条第1項第1号ネの規定は、適用しない。
- 5 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。)については、細目告示第10条第1項第1号ツ、第88条第1項第1号ネ及び第166条第1項第1号ネの規定は、適用しない。
- 6 平成29年6月30日以前に製作された自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第10条第1項第1号ツ、第88条第1項第1号ネ及び第166条第1項第1号ネの規定は、適用しない。
- 7 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5トン以下の自動車であって本邦に輸出されるものについては、法第75条第4項の規定による検査の際、細目告示第10条第3項第1号の規定は、「次のいずれかの」を「ロに掲げる」と読み替えて適用する。
- 8 車両総重量が3.5トンを超える自動車(細目告示第10条第3項第2号ロに規定する方法により燃料消費率を測定したものを除き、専ら乗用の用に供する自動車にあつては、乗車定員10人以上のものに限る。)については、法第75条第4項の規定及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第62条の6第1項の規定による検査の際、保安基準第8条第6項の規定は、適用しない。
- 9 法第75条第4項及び施行規則第62条の6第1項の規定による検査の際、保安基準第8条第7項及び細目告示第10条第4項の規定は、適用しない。
- 10 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車及び車両総重量3.5トン以下の自動車（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とするものに限る。）については、法第75条第4項及び施行規則第62条の6第1項の規定による検査の際、保安基準第8条第6項及び細目告示第10条第3項の規定は、適用しない。
- 11 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車及び車両総重量3.5トン以下の自動車のうち、令和2年8月31日（令和2年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車にあつては、令和3年8月31日）以前に製作された自動車（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）

については、保安基準第8条第6項及び細目告示第10条第3項の規定は、適用しない。

12 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車及び車両総重量3.5トン以下の自動車のうち、令和2年12月31日（細目告示第41条第1項第3号の表ハ及びニに掲げる自動車（以下この項において「中量貨物自動車等」という。）にあっては、令和3年12月31日）以前に製作された自動車であって、次に掲げるものについては、細目告示第10条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第10条第3項の規定に適合するものであればよい。

一 中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

二 中量貨物自動車等以外の自動車のうち、平成30年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

三 中量貨物自動車等のうち、令和元年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

四 中量貨物自動車等のうち、令和元年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和元年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

13 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車及び車両総重量3.5トン以下の自動車のうち、令和2年8月31日（令和2年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車にあっては、令和3年8月31日）以前に製作された自動車については、細目告示第10条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第10条第4項の規定に適合するものであればよい。

14 細目告示第10条第4項第1号及び第4項に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第704号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。

一 令和3年9月30日以前に製作された自動車

- 二 令和3年10月1日から令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあつては令和7年9月30日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの
 - イ 令和3年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
 - ロ 令和3年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和3年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 15 細目告示第10条第3項第1号及び第4項第1号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42のⅡの2. 1. の規定を適用した後の車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成12年外務省告示第474号）第15号第5改訂版（同規則の附則4の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第704号）による改正前の細目告示別添42の規定（同別添のⅡの別紙4の規定に限る。）に適合するものであればよい。
 - 一 令和4年9月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和4年10月1日から令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあつては令和7年9月30日）までに製作された自動車であつて次に掲げるもの
 - イ 令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
 - ロ 令和4年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和3年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 16 次に掲げる自動車については、細目告示第10条第1項第3号、第88条第1項第2号及び第166条第1項第2号の規定は適用しない。
 - 一 令和6年9月30日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であつて輸入された自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年9月30日）以前に製作された自動車
 - 二 令和6年10月1日（二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車及び二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年10月1日）から令和8年9月30日（二輪自動車以外の自動車であつて輸入された自動車にあつては令和10年9月30日、二輪自動車であつて輸入された自動車以外の自動車にあつては令和11年9月30日）

第4条（原動機及び動力伝達装置）

までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ 令和6年9月30日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和6年10月1日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和6年9月30日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあつては令和8年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年9月30日以前に発行（施行規則第62条の6第1項の規定による発行をいい、当該発行に代えて行う同条第2項において準用する施行規則第62条の5第2項の規定による電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）された出荷検査証（施行規則第62条の6第1項に規定する出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四 国土交通大臣が定める自動車

17 輸入された二輪自動車にあつては、当分の間、細目告示第10条第1項第3号、第88条第1項第2号及び第166条第1項第2号の規定は適用しない。

18 細目告示第10条第3項第1号及び第4項第1号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第1084号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年9月30日以前に製作された自動車

二 令和4年10月1日から令和8年9月30日（軽油を燃料とするものにあつては令和7年9月30日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ 令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ 令和4年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

19 車両総重量が3.5トンを超える自動車（細目告示第10条第3項第3号又は第4項第2号に掲

げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあつては、乗車定員10人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第10条第3項第3号及び第4項第2号の規定は適用しない。

一 令和7年3月31日以前に製作された自動車

二 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和7年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ 令和7年4月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和9年3月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20 車両総重量が3.5トンを超える自動車（細目告示第10条第3項第3号に掲げる自動車（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあつては、乗車定員10人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第10条第3項第3号の規定は適用しない。

一 令和9年12月31日以前に製作された自動車

二 令和10年1月1日から令和11年12月31日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和9年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和10年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和9年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和11年12月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

21 細目告示第10条第3項第1号又は第4項第1号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和5年9月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和5年10月1日から令和7年9月30日までに製作された自動車であって次に掲げるものの
 - イ 令和5年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
 - ロ 令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和7年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 22 細目告示第10条第3項第1号又は第4項第1号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添42の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示別添42の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和6年9月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車であって次に掲げるものの
 - イ 令和6年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
 - ロ 令和6年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 23 細目告示第10条第3項第2号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添41のⅢの別紙9の1. 1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第969号）による改正前の細目告示別添41のⅢの別紙9の1. 1. の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和8年9月30日以前に製作された自動車（令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

- 二 令和5年10月1日から令和8年9月30日までに製作された自動車であって次に掲げるものの
 - イ 令和5年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車
 - ロ 令和5年10月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年9月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和8年9月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの